



令和6年能登半島地震 被災建築物応急危険度判定士の派遣について

令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けた輪島市へ、石川県からの支援要請に応じ、被災建築物の応急危険度判定のため、千葉県及び市町村職員(柏市・佐倉市・市原市)の派遣を行います。

1 派遣先

石川県輪島市

2 判定実施期間

令和6年1月18日(木)から20日(土)まで(第2次派遣)

※千葉県全体での判定実施期間は、令和6年1月15日(月)から23日(火)まで(予定)

3 柏市の派遣人数

2名(建築技師)

4 派遣先での業務内容

被災建築物応急危険度判定業務

※ 応急危険度判定業務とは

地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等により生じる2次災害を防止し、住民の安全を確保するため、建築物の被害状況を調査を行います。調査結果から危険の程度を判定し、「赤:危険」「黄:要注意」「緑:調査済」のステッカーによる表示を行います。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市都市部建築指導課

電話 04-7167-1145/FAX 04-7167-7668